

第3回日印ダイアローグの概要

日本公認会計士協会 よし おか こ まき
吉岡 小巻

企業会計基準委員会 おか もと たけ ひろ
岡本 健寛

住友商事株式会社 いけ がみ りゅう し
池上 隆司

I はじめに

日本及びインドの市場関係者（IFRSコア・グループ）の間で、国際財務報告基準（IFRS）に関する知識・経験を共有し、アジア地域の声をIFRSに的確に反映させるために協力し合うことを目的とした第3回日印ダイアローグが2012年11月19日に東京で開催された（参加者は次頁の表のとおり）。

以下では、本ダイアローグの概要を報告する。

II 開会挨拶



財務会計基準機構（FASF）の萩原理事長が、参加者に対し次のような開会・歓迎の挨拶を行った。

今回を含め3回の日印ダイアロー

グを通じ、日印両国の会計関係者が、IFRSに関する諸問題について知見を効果的に共有し、また、これにより両国内でのIFRSに関する議論の促進にも積極的に貢献してこられたことについて、改めて敬意を表する。今回の日印ダイアローグは、2010年に結ばれた覚書（MoU）に関してその成果を確認する節目の会合となるが、参加者の積極的な議論により、今回もまた、実りの多い結果が得られることを期待するとともに、今後両国関係者が協力し、より良い関係を発展させていくことを切に希望している。

III 基調講演

1. IFRS財団島崎評議員による講演

【日印ダイアローグの振り返り】

日印ダイアローグは、2010年に日本の会計関係者がインドを訪問した際の、インド企業省（MCA）大臣、次官との意見交換が端緒となりスタートした。第1回日印ダイアローグはキックオフ的な位置付けで、日印双

方が直面している問題について議論した。第2回は、日印双方のIFRS適用遅延の理由等について議論し、知識・経験の意見交換を行った。

【IFRS財団アジア・オセアニアオフィスの開設】

2012年11月15日に開催されたIFRS財団アジア・オセアニアオフィス（AOオフィス）開所式には、国内の会計関係者400人が出席し、スピーチを行ったIFRS財団評議員会のMichel Prada議長、国際会計基準審議会（IASB）のHans Hoogervorst議長、中塚金融担当大臣らとともに盛大に祝った。AOオフィスはIFRSのコミュニケーションセンターとして、また、若い専門家を育てる場としても活用したい。

【日印ダイアローグの将来に向けて】

これまで築いてきた日印の良好な関係が今後とも継続し、AOオフィスがそのプラットフォームになり得ることを期待している。

2. インド勅許会計士協会 Chopra 元会長による講演

ICAIの会長を務めていた第1回日印ダイアローグ開催当時のIASB

【表：参加者】

	組 織	参加者名
日本側参加者	IFRS財団	島崎評議員 竹村アジア・オセアニアオフィス（AOオフィス）ディレクター 高橋住友商事主計部副部長（事務局） 池上住友商事主計部部長代理（事務局）
	金融庁	氷見野審議官 井上国際会計調整室長 原田企業開示課総括課長補佐 園田企業開示課課長補佐 倉持企業開示課企業会計専門官 田中企業開示課国際会計第一係長
	財務会計基準機構（FASF）	萩原理事長 西野事務局次長
	企業会計基準委員会（ASBJ）	西川委員長 加藤副委員長 板橋シニア・プロジェクト・マネージャー 関口専門研究員 岡本研究員
	日本公認会計士協会（JICPA）	関根副会長 岸上常務理事 石井グループ長 又邊研究員 吉岡研究員
	日本経済団体連合会	谷口企業会計委員会企画部会長（新日鐵住金株） 池田財務部決算室長（新日鐵住金株） 久保田専務理事 阿部経済基盤本部長 井上経済基盤本部副本部長 川本経済基盤本部員
	(株)東京証券取引所	松崎上場部長 加藤上場部調査役
インド側参加者	インド準備銀行（RBI,中央銀行）	Biswamohan Mahapatra事務局長
	企業省（MCA）	Manmohan Juneja Delhi and Haryana企業登録局
	インド会計検査院（C&AG）	Ajit Kumar Patnaik副会計検査院長
	証券取引委員会（SEBI）	Vaniambadi Subramaniam Sundaresan本部長
	保険規制開発庁（IRDA）	R.K.Nairメンバー S.N. Jayasimhanジョイントディレクター
	インド勅許会計士協会（ICAI）	Amarjit Chopra元会長 Mahesh Pansukhlal Sarda中央審議会メンバー
	インド会計基準設定主体（ASB）	Avinash Chanderテクニカル・ディレクター

はEUや米国に焦点を当てた基準開発を行っていたが、今はアジア・オセアニア地域の時代である。IFRSはトップクラスの会計基準であるため、信頼性が高いと考えている。

インドはコンバージェンスを前提に準備を行っている¹が、アドプションも含めて考えており、IFRSの一部を採用しないカーブアウトは最小

限にしたい。アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）は、当該地域における様々な懸念を取りまとめ、解決策を議論する上で素晴らしい役割を担っているため、そこでの活動や経験も日印両国に有用となるよう活用したい。

IV IFRSアップデート

1. 日本側の現況報告

(1) 金融庁 氷見野審議官による説明

企業会計審議会の中間的論点整理では、①仮にIFRSを適用する場合、連結財務諸表と個別財務諸表とで異



なる基準の適用を許容すること、②上場していない中小企業の会計についてはIFRSの影響を受けないようにすること、③わが国会計基準のあり方を踏まえた主体的コンバージェンス、既に開始しているIFRSの任意適用の積上げを図りつつ、IFRS適用のあり方についてはその目的やわが国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し最もふさわしい対応を検討すべきとされている。

今後の課題としては、①IFRSの任意適用の実例から、メリット、デメリットを把握し、対応するための取組みを検討・実施し、②原則主義への対応を検討し、③IFRSのどの基準・考え方が受け入れ可能でどの基準・考え方が難しいか整理し、④純利益の位置付けや公正価値評価の範囲などに関するわが国の見解を積極的にIASBに伝えていくことである。

(2) ASBJ 加藤副委員長による説明

企業会計審議会におけるIFRSに関する審議を踏まえた上で、日本国内での基準開発としては、①無形資産（研究開発費）を費用計上すべきか資産計上すべきか（現状は費用計上）、②企業結合によって取得されたのれんを償却すべきか否か（現状は償却）等に関して検討している。また、IASB及び米国財務会計基準審議会（FASB）の共同プロジェクト等IFRSの開発に関しても、ASBJは両審議会との定期協議等を通じて

積極的に議論を行っている（これに加えて、収益、リース、金融商品の分類及び測定・減損、保険については、ASBJの具体的な見解、及び懸念事項を述べた）。

(3) JICPA 関根副会長による説明

JICPAのIFRS適用に関する主な活動として、企業会計審議会でのIFRSに関する監査法人の対応のプレゼンテーション、他団体との連携（企業会計審議会での海外視察等）、IFRS財団評議員会Prada議長との座談会、IASB Tweedie前議長との座談会・セミナー等を行った。

(4) 経団連 久保田専務理事による説明

IFRSの円滑な任意適用に向けた情報共有を目的に、2012年8月に、IFRSを適用若しくは、適用に向けた具体的な検討を開始している企業の有志からなる検討会を立ち上げ、有形固定資産の減価償却方法や耐用年数、開発費の資産計上等IFRS適用にあたって生じた課題を抽出し、各社の対応事例の整理を行っている。

(5) 東証 松崎上場部長による説明

IFRS適用企業一覧やその開示財務書類（決算短信）など、東証ウェブサイトにおける情報提供の内容や、日印間の資本交流の促進に向けた取組みとして、インド株の株価指数と連動するETFの現状及びプロ投資家向けの新しい債券市場である「Tokyo PRO-BOND Market」の概要について説明した。

2. インド側の現況報告

(1) ICAI Chopra元会長による説明

2010年に計画された、IFRS段階適用に関するロードマップのPhase 1ⁱⁱ開始時期である2011年4月1日は既に経過している。税務と会社法改正の問題がまだ解決されておらず

IFRS適用は延期となっているが、税法は改正される予定である。税務会計基準（Tax Accounting Standards: TAS）の公開草案が財務省から2012年10月に公表され、様々な税務問題に対処している。TASは帳簿記帳のためではなく課税所得の算定のみで使用され、2013年4月1日までに最終化される見込みである。また、TASは所得税法の規定に将来的に一致させる予定である。

IFRSにコンバージェンスしたインド基準（Ind AS）の現状は、以下のとおりである。

① 2011年1月1日時点でIASBから公表されているIFRSについては、5つをカーブアウト、1つのIFRS（IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」）及び3つのIFRIC解釈指針を適用延期

② 上記①以降にIASBから公表、修正されたIFRSに関して、2013年1月1日時点では、カーブアウト項目はない予定

③ IFRS第4号「保険契約」、IFRS第9号「金融商品」に関しては、その最終化を待って対応を行う予定

2011年2月時点で約4万5,000人のICAI会員がIFRSの研修を履修し、その後、約2万5,000人が履修している。ロードマップのPhase 1対象企業の監査を行う会計士の知識を当該IFRS研修でカバーしており、ICAIとしての準備は整っていると考えている。

MCA大臣は2013年4月からIFRSを適用すると発言したが、2014年頃が現実的であると考えている。

(2) MCA Juneja氏による説明

会計基準をコンバージェンスした場合には、両基準間での差異を残す

権利があると考えられ、国にとって不利な基準については、それらの差異を残すことができる。日本と異なり、インドでは連単ともにIFRSを適用することを考えている。適用開始日についてはこれから告知する。また、税問題について、財務省が法律改正の対策を始めており、会計専門家、当局も準備が整っている。

(3) RBI Mahapatra事務局長による説明

RBIは銀行セクターの規制当局である。IFRSのロードマップでは、金融機関は2013年の4月1日からIFRSを適用すると計画されていた。IFRSの金融商品会計基準は、2011年6月までに完成するとみられていたがまだ完了しておらず、最終化を待つ状況である。

(4) SEBI Sundaresan本部長による説明

現在は、インド国外に子会社を持つ上場企業に対して、連結財務諸表作成にはIFRS適用を認めているが、個別財務諸表にはインド基準を適用する必要がある。特に、IFRSの解釈に懸念があるため、インド国立証券取引所は、ICAI等と協力してアナリストや財務諸表利用者を教育することを考えている。また、RBI、ICAI、会計事務所、業界等とグループを作成し、IASBが公表する公開草案へのコメントの対応を行っている。

(5) C&AG Patnaik副会計検査院長による説明

IFRSへの移行コストが高いため、大企業は熱意を持ってIFRSを採用することは考えておらず、IFRSに対して慎重な企業が多い。インドの会計制度は1世紀以上にわたり発展しており、会計基準の開発を適切に

行っていきたい。

(6) IRDA Nairメンバーによる説明

G20では、単一の会計基準がコミットされており、会計の複雑性を低減させることは重要である。各国で経済や税制や法制が異なるため、コンバージェンスは徐々に行う必要がある。また、日本やインドでは慎重に会計制度を発展させてきたため、金融危機の深刻な影響を受けなかったものと考えている。

3. 意見交換

島崎評議員は、IASB Hoogervorst議長がAOオフィス開所式でのスピーチで言及した「IFRSの4つの誤解」^{III}、すなわち、①公正価値のみに関心がある、②貸借対照表のみを重視（純利益を包括利益に置き換える）、③金融業中心であり製造業に適さない、④アングロサクソン中心、に触れ、インドでもそのような誤解があるのか、MCAがIFRS適用時期を見直した理由、IFRSに対する各産業界（金融・保険・製造業）の反応に関して質問を行った。

(1) 公正価値

Chopra元会長は、「公正価値は本当に公正なのか疑問である。金融商品は数学的すぎる」と意見を述べた一方、Chanderテクニカル・ディレクターは、「銀行や保険会社を除けば、公正価値によって大きな影響は受けない。IFRS第9号では、負債性金融資産が事業モデル若しくはキャッシュ・フローの特性によっては償却原価で測定される場合があるため、100%公正価値ベースではない」と意見を述べた。

(2) インドのIFRS適用見直しの理由、IFRS導入の障壁

Chopra元会長は、IFRS適用に関して、「IFRS適用について、業界で

意見が一致していない理由の1つとして、特別目的事業体（SPV）の問題がある。現在のインド基準では、資本の支配、取締役会の構成員で連結の範囲を決めるが、IFRSは経済的支配の概念を基に連結を判断する。この10年間でインドではSPVが数多く作られたため、SPVの財務諸表に与える影響は大きい。連結財務諸表の新基準を導入しなければ、財務諸表の透明性を高めることはできない」と説明した。

また、MCA Juneja氏は、ロードマップの延期について、「公正価値やインド特有の問題があるために規制当局や業界の関係者から懸念の声が上がり、再度ロードマップを考え直さなければならなかった」と述べた。

(3) 日本のIFRS適用における課題

最後に、島崎評議員から日本のIFRS適用における課題について氷見野審議官に質問がなされ、氷見野審議官は、「IFRSについては日本の関係者に懸念もあるが、IFRS自体も関係者の意見を踏まえ変わっているので、日印ダイアログのような取組みを通じてIASBにメッセージを送るなど、日本の考え方について的確に意見発信していくことが重要」と回答した。

V IASBアジェンダ・コンサルテーションのフォローアップ



1. ASBJによる報告

IASBは、当面、既存のIFRSの維

持管理に重点を置くべきであること、財務報告の開発に関しては、「概念フレームワーク（表示と開示のフレームワークを含む）」が最も重要な領域であるとした上で、わが国の市場関係者の関心が特に高く、優先すべき具体的な項目として、その他の包括利益（OCI）とリサイクリング、公正価値測定の適用範囲、開発費の資産計上、のれんの非償却、固定資産の減損の戻入れ、機能通貨を提案した。

また、これらに関連した活動として、以下を説明した。

- (1) 概念フレームワークに関連するOCIとリサイクリング、公正価値測定の適用範囲については、リサーチ・プロジェクトを実施
- (2) 開発費については、世界各国の企業のアニュアルレポートに基づいてその会計処理を調査し、2012年3月の会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）会議に提出
- (3) のれんについては、日本企業に関しての調査を行い、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）／イタリア会計基準設定主体（OIC）を中心に進められているIFRS第3号「企業結合」の適用後レビューに関するプロジェクトを支援
- (4) 開示フレームワークについては、FASB、EFRAGのディスカッション・ペーパーにコメント提出予定

2. ICAIによる報告

優先順位の高い項目は、農業、外貨換算、料金規制活動、OCIの4項目である。

また、ICAIが提案した議題に関して行っている活動として、以下を説明した。

(1) 農業

インドは、AOSSGの農業に関する

ワーキンググループ（WG）では議長を務めているが、IAS第41号「農業」の果実生成型の生物資産（BBA）に対する公正価値での測定に懸念があり、限定的な改訂を行うべきと考えている。

(2) 外貨換算

AOSSGでは韓国がWGの議長を務め、インドもWGのメンバーとなっている。金融危機などで為替のボラティリティが非常に高い局面では、期末日時点のレートで一定の長期貨幣性項目を外貨から機能通貨に換算することにより生じる為替換算差額が異常な額となり、経済実態を必ずしも正しく表していない場合があり得ることを懸念している。

(3) 料金規制

ガイダンスノートを発表しているが、ベストプラクティスであり、強制されるものではない。また、IASBともこのガイダンスノートを共有している。

(4) 排出量取引

インドの多くの企業が、認証排出削減量（CER）でビジネスを行っており、財務諸表に与える影響が大きいため、排出量取引の会計処理に関してガイダンスノートを発表している。

(5) その他のプロジェクト

IFRS第3号に対応するインド基準では、実務のバラつきを避けるため、共通支配下の企業結合に関する規定（持分プーリング法）を付属文書として含めている。

3. 意見交換

(1) 概念フレームワーク（OCI）

上記「IV IFRSアップデート」の「3. 意見交換」を受けて、ASBJ西川委員長は、「日本では金融商品会計基準に公正価値測定も含まれてお

り、10年の経験がある。例えば、非上場株式会社にはこのような公正価値会計が適合しないと反対する関係者もいるが、このような、いわば実務上の課題は、IASBによる公正価値測定に関する教育文書の公表で半分は解決するかもしれない。その次のステップとしては、公正価値測定の範囲をIASBが次の概念フレームワークプロジェクトで取り上げることが重要である。Hoogervorst議長は、純利益を概念フレームワークで定義することを考えているとのことだが、日本人の多くはOCIとリサイクリングを支持している」と述べ、OCI、リサイクリングに対するインドの見解を求めた。

これに対して、Chanderテクニカル・ディレクターは、「現在のIFRSにおいては、OCIに計上される項目に整合性がなく、リサイクリングの処理にもバラつきがあるため、OCIを優先順位の高いリストに入れるべきである。また、OCIのみを取り出して考えても仕方がなく、OCIは業績・測定・純利益と合わせて議論し、業績の測定方法を先に考えてから、OCIを考えるべきである。例えば、退職給付会計の数理計算上の差異について、IAS第19号「従業員給付」改訂前の損益処理を正しい処理と考えていたが、IAS第19号は改訂され、OCI処理に変更された。この概念的根拠に関してはIASBも不明確であることを認めており、このような概念的根拠がOCIを伴う会計処理には不可欠である」と回答した。

(2) 開発費・のれん

島崎評議員が、日本が懸念している開発費及びのれんについてのインドでの会計処理について質問を行った。

それに対し、Chanderテクニカル・ディレクターは、「開発費についてインドでリサーチを行った結果、通常費用計上しており、資産計上するケースは稀であることが判明した。費用計上する理由は、費用計上額が多額ではないこと、IAS第38号「無形資産」における資産計上の6要件を満たしていないことが考えられる。開発費は日本との共通の課題として認識しており、IASBは適用後レビューを行う必要がある」と回答した。

また、のれんの非償却に関して、Chanderテクニカル・ディレクターは、「適用後レビューを行ってほしい。インドでは、現行の個別基準はのれんの償却を要求しているが、連結ではサイレントのため償却していない企業もあるかもしれない」と回答し、「個別と連結でのれんが発生する理由が異なるため、連結では償却が要件になっていない」とChopra元会長が補足した。

VI AOオフィスの活動

1. 竹村AOオフィスディレクターによる活動計画の説明

AOオフィスは、2012年の10月に東京大手町に新たに設置された。オフィスにはロンドンと直結したビデオ会議システムなど、最新の設備が備えられている。AOオフィスの目的は、アジア・オセアニアの人たちに、IASB及びIFRS財団をより身近に感じてもらうことにある。具体的な活動内容としては、アジア・オセアニア地域内の専用連絡先としての機能、同地域のベース兼リサーチ・ハブとしての機能、より深い協力のためのプラットフォームとしての機能を果たすことが予定されている。

リサーチ活動に関しては、AOSSGや各国の基準設定主体からヒアリングを行い、地域共通の関心事を先ずは理解するところから始めたい。また、ロンドンのIASBとも話し合っており、AOオフィスを中心としたリサーチ・プロジェクトを立ち上げたい。時期としては2013年春か夏頃を考えている。

その他の活動に関しては、例えば、IFRS第3号の適用後レビューが近々予定されているが、そこにAOオフィスも関与して地域での適用後レビューに貢献したい。そのほか、現在設置を検討している会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)に関しても、地域の人たちにどのようなサポートができるか検討していきたい。

2. AOオフィスへ期待すること

ASBJ研究員が、ASBJ及びAOSSGからAOオフィスに期待することとして、①アジア・オセアニア地域の規制環境等に関する動向のモニタリング、②基準設定活動の関与及び支援、③教育啓蒙活動(地域特有の論点に関する教材の作成や作成支援)、④IFRSの適用段階でのコンサルテーションを含む7項目を説明し、AOオフィスへの期待を示した。

3. 意見交換

IASBに対する技術的な質問は全てAOオフィスを経由する必要があるのかとの質問に対して、竹村ディレクターは、現状は何も決まっていないこと、及びAOオフィスは基本的には地域の人の便利のために設置されたオフィスであるため、できるだけ利用したくなるオフィスにしたいと説明した。また、「AOオフィスへインドも含めたAOSSG主要国から是非テクニカルスタッフを出向させてほしい」と島崎評議員が述べた。

VII おわりに



ICAI Chopra元会長が、「本ダイアログでは、両国におけるIFRSの適用に向けた取組みに関して情報交換を行うことができ、有意義であった。両国から課題を出し合ったが、IFRSを適用しない方がよい、との意見はなされなかった。日本での8社の任意適用、IFRSに基づいた財務諸表に対する監査法人の監査体制、トレーニング、人材育成等を知ることができ、今後のインド国内での議論にも活かしたい。また、日印ダイアログの枠組みは当初の予定どおり今回で終了するが、日印で共同のテクニカル・ワーキング・グループを立ち上げ、今後も両国関係者でIFRSに関する議論を継続したい」と閉会の挨拶を行った。

これに対し、ASBJ西川委員長は、今回の日印ダイアログを振り返った上で、「両国ともに多くの課題は残されているものの、IFRSの適用又はコンバージェンスに関しては両国ともに非常に大事な時期を迎えており、このような時にこそ、両国の関係者がこれまでの日印ダイアログで共有してきた知見を活かし、両国内の議論を促進することが期待されているのではないかと。今後も両国の会計基準設定主体を擁するICAIとFASBが中心となり、両国の関係者がIFRSに関する議論を行う場としてこれまでの取組みを継続したい。

また、AOオフィスに関しても、我々の地域の声をIASBに伝え、IFRSに反映するための最良の手段、つまり、「IFRS center of the region」として、積極的に活用していきたい」と応えた。

今後も日印両国関係をダイアログとは別の形で継続させ、日本とインドが抱えるIFRSに関する課題について情報を共有し、両国が協力していくものと考えられる。

最後に、これまで3回のダイアログを締めくくる形で、日印双方各団体の代表者名で共同宣言（以下を参照）が出され、第3回日印ダイアログは閉会した。

その後、日印ダイアログ参加者を中心とした35名が参加した夕食会

が行われた。そこでは、両国各団体の代表者から改めてダイアログの振返りや、両国関係者への謝意とともに、今後の協力体制に向けた抱負も述べられ、また、各参加者間ではダイアログに引き続き詳細な情報交換も行われるなど、今後の連携に向け、両国関係者の親交が一段と深められた。



〈注〉

i インドにおけるIFRS導入の詳細

については、「IV IFRSアップデート」の「2. インド側の現況報告」を参照。

ii 2011年4月1日以降に開始する事業年度にIFRSを段階適用するPhase 1対象企業（約1,000社）は下記のとおりである。

- ・ナショナル証券取引所の指数（Nifty 50）対象会社
- ・ボンベイ証券取引所の指数（BSE 30）対象会社
- ・外国証券取引所への上場会社
- ・純資産が100億ルピー超の会社

iii スピーチの全文（英語）については、以下を参照。<http://www.ifrs.org/Features/Pages/Dispelling-myths-about-IFRS.aspx>

日印IFRSダイアログ2012 共同宣言（仮訳）

公益財団法人財務会計基準機構 理事長 萩原 敏孝	インド企業省 Registrar of Companies Delhi and Haryana Manmohan Juneja
公益財団法人財務会計基準機構 理事 IFRS財団 評議員 島崎 憲明	インド勅許会計士協会 Past President Amarjit Chopra
金融庁 総務企画局審議官（企業開示担当） 氷見野 良三	インド証券取引委員会 Chief General Manager Vaniambadi Subramaniam Sundaresan
企業会計基準委員会 委員長 西川 郁生	インド会計検査院 Deputy CAG Ajit Kumar Patnaik
日本公認会計士協会 副会長 関根 愛子	インド中央銀行 Executive Director Biswamohan Mahapatra
日本経済団体連合会 専務理事 久保田 政一	インド保険規制開発庁 Member Radhakrishnan Nair
(株)東京証券取引所 上場部長 松崎 裕之	

公益財団法人財務会計基準機構を中心とした会計基準に関わる日本の諸団体とインドのIFRSコア・グループの代表者（以下、両者）が、2012年11月19日に日印IFRSダイアログ2012を東京で開催し、2010年7月に締結された覚書（MoU）に関してその成果を確認した。

当該MoUは、国際財務報告基準（IFRS）の適用又はコンバージェンスについて類似した状況におかれている日印両国（以下、両国）において、両者が両国におけるリーダーシップを発揮し、IFRSに関連する諸問題について知見を効果的に共有することを目的に締結され、これに基づき2010年からの3年間にわたり年1回の日印ダイアログの開催による意見交換を軸とした継続的な相互協力を行うことが合意されていた。

これまで過去3回にわたり開催された日印ダイアログにおいては、全体会合での両国におけるIFRSに関する

る取組みの方向性の議論に加え、①規制当局、②会計基準設定主体、③公認会計士協会、④産業界、及び⑤証券取引所の5つのサブ・グループにおける専門的な深い議論を通じ、IFRSに関する諸問題の解決に向けた知見の共有が行われた。これまでに、全体会合、サブ・グループ会合を通じて議論が行われた主な論点は次のとおり。

- 両国におけるIFRSの適用、コンバージェンスのスキーム
- IASBのアジェンダ・コンサルテーションへの対応
- IFRS財団アジア・オセアニアオフィスへの協力
- IFRS適用下における規制監督活動
- IASBの主要プロジェクト（収益、リース、金融商品、保険等）への対応
- IFRS適用下における会計監査
- 会計専門家（会計士、企業会計担当者等）への教育
- IFRS任意適用企業、適用検討企業による事例報告
- 証券市場における資本交流の促進

日印ダイアログに関しては、今年で当初の予定どおり最終回を迎えるが、両者は、両国のみならずアジア・オセアニア地域（以下、当地域）でのIFRSの適用又はコンバージェンスに関する議論を促進し、また、IASBに対し両国及び当地域全体の意見を影響力をもって伝えることにより高品質でグローバルな会計基準としてのIFRSの開発に貢献することを目的として、引き続き緊密な協力体制を維持するとともに、日印ダイアログの枠組みを超え、2012年10月に東京に開設されたIFRS財団アジア・オセアニアオフィスの運営への支援や、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）での活動においても、両者が協調の上、主体的、積極的に取り組むことをここに合意する。